

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管提案 番号 事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
130010	優良浄化槽に対する法定 検査の簡素化	浄化槽法第11 条	第十一条 浄化槽管理者は、環境 省令で定めるところにより、毎年一 回(環境省令で定める浄化槽につ いては、環境省令で定める回数)、 指定検査機関の行う水質に関する 検査を受けなければならない。	現行浄化槽法での年1回の法定検査が 義務づけられているが、定期的な保守点 検、清掃が施されている一定レベル以上 の浄化槽については、優良浄化槽と位置 づけ、法定検査の猶予を与えることによ り、実質的、効率的かつ公平な法定検査 受検システムを構築でき、浄化槽維持管 理状況の適正化を図る。	鳥根県における法定検査の受検率は約32%と低く、その主な原因 は、法律の仕組みから来る「法定検査と保守点検の違い」が浄化槽管 理者に理解しづらいことによる。 更に、県内全浄化槽に対して、年1回の法定検査を実施できる検査体 制が整っておらず、合併処理浄化槽を優先的に実施してきており、法 定検査受検拒否の大きな理由である「不公平感」に繋がっている。一 方、鳥根県の浄化槽保守点検業者及び清掃業者のほとんどが(社)鳥 根県浄化槽協会の会員という全国的にも希な地域であり、組織的な体 制を構築していることから一定レベルの技術を保っている。 法定検査を受検し、定期的な保守点検及び清掃を実施されている優 良な浄化槽については、次回の年1回の法定検査に猶予期間を与える ことにより、実質的、効率的かつ公平な法定検査の受検システムを構 築でき、また浄化槽管理者自身の適正管理の意識向上にも繋がると もに、県内全ての浄化槽管理の適正化を図ることができる。	C	I	法定検査の受検率の向上は、全国の都道府県においても大きな課題となっ ており、適正な維持管理を推進するためその向上が必要である。貴県の方 な、行政と浄化槽関係の業界が連携を図った浄化槽の維持管理の適正化に 向けた取組みについては、当事者としても評価している。 しかしながら、今回の提案の「法定検査を受検し、定期的な保守点検及び清 掃を実施されている優良な浄化槽」であっても、提案されているような、法定検 査の実施時期に猶予を与えた場合には水環境保全及び公衆衛生上の問題が 生じる可能性が否定できない。また、この緩和によって生じる検査体制の余裕 が未受検者の減少に確実につながる論拠に乏しく、提案施策が受検者数を向 上させる取組となるかは不明であり、対応することは困難である。 法定検査の効率化については、従来から都道府県からの協議を受けて、可 能な範囲で合理化を図ってきているところである。例えば、既存の検査方法と 生物化学的酸素要求量(BOD)その他必要な項目を含む簡素化した検査を定 期的な周期で組み合わせる方法、1次検査としてBODの測定等の 検査を行い異常の認められるものについて重点的に外観検査を行う方法等 が、都道府県と環境省との協議を踏まえ、いくつかの指定検査機関において 実施されている。こうした取組みによって、実際に受検率が大きく向上する等 成果を上げていく都道府県もある。貴県におかれても、技術的妥当性を十分 検討した上で、法定検査の効率化を図ることのできる余地は十分にあるの ではないかと考えられるところであり、その検討に際しては環境省としても協力し て参りたい。	右提案主 体からの意 見を踏ま え、再度検 討し、回答さ れたい。	本県では、保守点検時にBOD検査を行っ ているものが半数以上ある。近年の合併浄 化槽は高性能であり、保守点検・清掃を行い 適正な維持管理に努めている浄化槽にあっ ては、浄化槽法第1条にある、生活環境の保 全及び公衆衛生の向上を図るとい目的は ほぼ果たされているのではないかと。一律、年 1回の法定検査よりも日常の保守点検の実 施が重要であり、業界等との連携により、未 管理浄化槽や法定検査結果が不適正な浄 化槽の指導強化を図るとともに、本県の浄化 槽設置基数のうち6割を占めている単独槽に ついて、その管理者が合併槽への転換を考 える契機としたい。		0 0 0 2 0 1 0	鳥根県	鳥根県	環境省